

研究論文

最低資本金制度廃止に関する考察

紙 博 文

A study for the abolition of minimum capital system

Hirofumi KAMI

【要 約】本稿の目的は、株式会社の資本金（額）が“零”であることの考察することである。手順としては、まず、最低資本金制度廃止の論理を法的に、そして会計的に吟味し、資本金の意義及び純資産（資本）の部の役割を検討したうえで、制度廃止によるいくつかの疑義を問い、会社法と会計における資本（金）のあり方を検討することとする。

ここで制度廃止による法的な論理をみると、資本金は、法的には配当規制上の概念としてそれは配当における上限金額（単なる数額）を示すのみであるが、存在するだけで、債権者保護としてそれほど役立つものでもない、とされていることであり、このことから資本金の額は自由に設定でき、金額は“零”でもかまわないという論理が導かれている。こうした論理に対して、会計サイドからの意見はあまり聞くことはできない。それは、制度会計の名のもとで会計の独自性を発信できないからであろうか。

会計は、適正な期間損益計算を行いその結果を公表することを目的としており、純資産（資本）の部では、資本の維持拘束性、資本と利益の区分を重視する。また、資本金に関してもその大きさは会社の事業規模をはかるモノサシとして、また、株主からの出資額として財産の存在を示すものとしても意義あるものである。しかしながら、立法サイドが、資本金を“零”にすることを可能とし、債権者保護機能も放棄したような状況では、いくら会計基準は会計サイドのものに従う、といっても会計にもっとも肝心の資本取引、損益取引等を含む会計一般理論を構築することは困難なことなのかもしれない。

はじめに

周知の通り、2006年5月1日より会社法が施行された。会社法は、これまでの商法第2編会社、商法特例法、有限会社法がドラスティックに改変され、まとめられて1つの新しい法律として施行されることとなった。こうした会社法制定のもととなったのは、法制審議会（法務省）から公表された「会社法制の現代化に関する要綱試案（2003年12月）」（以下、「試案」という）、そして「会社法制の現代化に関する要綱（2005年2月）」（以下、「現代化要綱」という）である。現代化要綱は、試案に対する意見集約の結果¹を踏まえたものであるが、そこでは、「…会社法制の現代語化の作業に合わせ、会社に係る諸制度間の規律の不均衡の是正等を行うとともに、最近の社会経済情勢の変化に対応するための各種制度の見直し等、『会社法制の現代化』にふさわしい内容の実質的な改正を行うものとする。…[第1部 基本方針 第2 実質改正 2005年2月17日、法制審議会]（傍点は筆者）」として、その答申趣旨が述べられている。そして、ここでの各種制度の見直しは、主としてファイナンス分野、ガバナンス分野、会計法制、ベンチャー企業育成等の4つの分野においてなされ、そのことが会社法の底流となっているという。とりわけ、本稿で議論することになる最低資本金制度の廃止については、上記のベンチャー企業育成の分野での改革ということになるが、ここではベンチャー企業育成等において企業をサポートする様々な規制がこれまでも緩和され、また、撤廃されてきたが、さらに、会社法では最低資本金制度の廃止をすることとした。その理由は、いわば最低資本金制度を因数分解して設立時に果たす機能と剰余金分配時に果たす機能を区別し整理し、資本金の機能分化を図るものであるとされている²。

最低資本金制度は、1990年（平成2年）の商法改正で導入されたものであり³ 株式会社にあつては1,000万円、有限会社にあつては300万円を最低資本金とすることで企業に資本の充実を要求し、脆弱な会社設立の乱立を防止し、さらには債権者保護⁴を目的とした配当可能制限

¹ 法制審議会は、「試案」に対する意見募集を各界に広くもとめ、その結果を公表している。詳しくは「参考資料」を参照（43-44頁）。

² 神田教授（[2006c], 42-46頁）。

³ 最低資本金制度が設けられた趣旨として、大谷禎男氏（[1990], 15頁）は、「…会社の資本的な基礎の充実を図るために、会社債権者に対する唯一の担保となる純資産を維持すべき最低限の基準としての資本については、相当額の保有を義務づける最低資本金制度に関する規定を設けることが相当であると思われる。株式会社に最低資本金制度を導入し、有限会社の最低資本金額を相当額に引き上げることの妥当性については、商法部会においても今回の大小会社区分立法の検討作業の当初からほとんど全員の認識の一致するところであった。…（傍点は筆者）」、その他、前田教授（[2000], 14-15頁）も最低資本金制度導入の意義を次のように述べている。「…株式会社では、株主が間接責任を負うにすぎず、会社債権者が債権の満足を受けるためにあてにできるのが会社財産だけであることから、会社財産を確保するための基準となる金額として資本の制度が設けられているのであるが、この基準となる金額が小さくは資本の制度を設けた意味がない。そこで、平成2年商法改正で、株主が間接有限責任の利益を享受するための最小限度の代償として、…最低資本金制度を導入したのである。」

⁴ 債権者保護機能とは次のような内容である。「…株式会社および有限会社が個人営業あるいは人的会社たる合名会社、合資会社と違う決定的な点は、それが有限責任の利益を享受する会社であるということである。すなわち、株式会社、有限会社とも、債権者に対する責任財産を構成するものはその会社財産のみ

の役割を担っていたものである。そして、この制度の徹底をはかるため一定の経過期間を設け、その期間内に当該最低資本金額を満たさない企業は解散という厳しい措置まで課していたのである。

しかしながら、会社法ではこの制度を廃止した。したがって、株式会社の資本金は設立当初から“零”でもよく、否、実質的にはマイナスになることも認め⁵、また、減資により資本金を後から“零”とすることも可能になったのである⁶。

本稿の目的は、株式会社の資本金（額）が“零”であることを考察することにある。すなわち、最低資本金制度廃止の論理を法的に、そして会計的に吟味し、資本金の意義及び純資産（資本）の部の役割を検討したうえで、制度廃止によるいくつかの疑義を問い、会社法と会計における資本（金）のあり方を検討することである。

1.会社法による最低資本金制度廃止の論理

試案によれば、最低資本金制度は、1つは、設立に際して払い込む金銭等の価額の下限規制、次に、剰余金分配規制における純資産額の下限規制、そして、資本としての表示することのできる額の下限規制、という3つの機能を有していたが⁷、今回、これらの機能を見直したという。

そもそも最低資本金制度は、これら3つの機能から債権者保護という役割を担っていたものであるが、わが国での最低資本金制度を含む資本制度は、資本金額に相当する財産を会社債権者のために維持するという制度とはなっていなかったという⁸。つまり、従来の「資本の3

であり、会社の運営に関与する株主、社員あるいは取締役等は、原則として、個人としては会社債務について責任を負わないというたてまえになっている。株式会社および有限会社がこのような枠組みの会社であるとすれば、このような制度によって大規模な企業活動を行い、債権者に対し多くの債務を負担する以上、企業活動を開始するにあたって会社財産として相当額の財産を拠出し、またそれを維持すべきことは、当然の要請とすることができる。」以上、商事法務 編集部「商法等の1部を改正する法律案要綱案の概要」『商事法務』№1209,1990年3月5日。

⁵ 実際は、“零”という資本金は存在しないため“1円”ということになる。また、あるケースでは、資本金額は1円だが、設立の認証手数料等の支払のため、「その他利益剰余金」の項目でマイナスなることも考えられる。つまり、資本金の実質的なマイナスである。

⁶ 資本金を“零”であることを可能とする根拠は、会社法447条2項及び省令である会社計算規則74条1項に求められる。法447条2項は、「…前項第1号の額（資本金を減少できる額）は、同項3号の日（資本金の減少がその効力を生ずる日）における資本金の額を超えてはならない。…（括弧内 筆者）」と規定し、この条文により資本金を減額できる（減資）範囲が「零」まで（100%減資が可能）であることがわかる。また、計算規則74条1項では、「…株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とは、第1号（イ、ロ、ハの項目の合計額であるが、それらは“払込み財産額”を示す）から第2号（設立費用のうち設立に際して資本金又は資本準備金の額として計上すべき額から減ずるべき額）に掲げる額を減じて得た額〔零未満にある場合にあつては、零〕とする。…（括弧内、傍点は筆者）」とされ、この省令によってはじめて、設立時の資本金が「零」であることも可能なことが明らかとなった。

⁷ 試案 補足説明「第4部 株式会社・有限会社関係 第2 設立関係 1 最低資本金制度」以上、「商事法務」№1678, 2003.11.10, 44頁。

⁸ 同 「商事法務」№1678, 2003.11.10, 44頁。

原則」⁹、とりわけ資本の充実・維持機能が債権者保護の観点からは既に失われているというのである。立法関係者である郡谷・岩崎両氏（[2005], 49-50 頁）は、こうした状況を次のように説明している。

すなわち、これまでの資本（金）の債権者保護に資する役割として、もっとも重用されていたのが資本維持・充実の原則であるとする、それらは債権者保護等との関係では、資本（金）に満つる額の会社財産を維持させること、だが、これに満たない財産しか存在しない場合、その存続の可否も含めて、何らかの措置を講ずることにある（資本維持の原則）。

また、資本（金）の有する会社財産の維持機能を前提として資本（金）の額に相当する財産は出資者から確実に拠出させること（資本充実の原則）、といった説明がなされてきた。

だが、旧商法はそうした制度とはなっていなかった。上述した 2001（平成 13）年の商法改正以降、会社が計上している資本（金）の額に満たない額の純資産しか存在しない状態になっていたとしても法律上の特別の規制は講じられてはいなかった。このことは、本来の資本制度の根幹ともいえる会社財産の維持機能が、旧商法の資本（金）には担わされていなかったということである。ただ、配当等による会社財産の払戻しの結果、会社に残る純資産額が計上している資本（金）の額に満たなくなることは許さないという場合があり、こうした場合にかぎり「資本維持の原則」をみることができる。しかし、こうしたことは資本維持というより株主に対する会社財産の払戻しの規制であって資本維持に関するものではないということである。

また、2001 年では、資本充実の原則を債権者保護と結びつけて説明することが困難であるにもかかわらず、旧商法では、数多くの規制¹⁰ が設けられていたもののそうした規制は債権者の保護とは関係のない場面に設けられているものばかりである。たとえば、全額出資義務、これは出資者に確実にその引き受けた出資額を履行させることで会社財産を充実させようとするものであるが、会社債権者からみると全部の出資があるかどうかは債権者にとって利害関係はなく、出資された財産に相当するものが責任財産として増加するだけであり、会社と株主の間の引受契約が全部履行するかどうかについて直接的関係はないのである。このため、旧商法において資本充実の原則として説明されていた制度は、会社法では趣旨の異なる制度として整理されているが、採用されるまでには至っていない。

このように、資本金額に満つる額まで会社財産を維持する必要もないこととなれば、そこには資本維持の原則はなく、また、会社と株主の間の引受契約を全部履行するかどうか、そこに

⁹ 旧商法における資本の部の役割は、債権者保護にあった。そしてそれを実質的に支える原則として、この「資本の 3 原則（資本充実の原則、資本維持の原則、資本不変（確定）の原則）」がある。すなわち、間接有限責任を負う株主と異なり会社債権者にとって唯一の担保が会社財産であることから、資本に相当する金額は、現実に会社に拠出されていなければならない（資本充実）、その金額が現実に保有され、その金額が維持されていくこと（資本維持）、そしてその金額はみだりに変更しない、とりわけ減少させないこと（資本不変）が求められていた。

¹⁰ 例えば、全額出資義務、払込取扱機関の証明、検査役の調査、現物出資のてん補責任、引受・担保責任等である。

直接的関係がないものとするれば資本充実の原則を債権者保護と結びつけることはできなくなる。

最低資本金制度の廃止は、こうした資本の維持・充実機能の喪失という状況のもとで新規創業の促進、経済活動の活発化という現実の喫緊課題の重要性に鑑み検討され、導入されたもの¹¹と考えられるが、それはまた法的な資本（金）概念の特質からも説明することができる。

神田教授（[2006], 243 頁）は、「資本金という制度は、会社債権者の保護、言い換えれば株主と会社債権者との利害調整のために設けられた制度である。株式会社では、資本金という一定額を基準として、それにさらに準備金という制度を設け、原則としてこれらの数字の合計額を超える額を『分配可能額』として算出し、その額を限度として株主への配当等による会社財産の払戻しを認める。したがって、資本金および準備金の額に相当する財産が会社のなかでどのような形で保有されているかはまったく問題ではない。資本金や準備金の増加・減少といっても、貸借対照表上の資本金の額または準備金の額という数字（計数）が増加または減少することを意味するのであって、これによって現実の会社財産の増減を意味するわけではない。（傍点、下線は筆者）」¹²と述べたうえで、つまるところ資本金というのは、貸借対照表上公表される単なる数字に過ぎないものであり、何が役割かといえ、それは剰余金分配のためにクッションで分配可能額計算のための引き算のもとになる金額といった程度のものであるとし、そうであれば、その金額は“零”でもかまわない、との主張を述べている¹³。

また、弥永教授（[2003], 10 頁）も「…（商法上）『資本』は配当規制上の概念であり、債権者保護という政策的な観点から設けられていると解されており、何を『資本』とすべきか、視点を変えれば、どれだけの金額を配当可能限度額とすべきかは政策的に決まるものと考えられてきた。」としたうえで、「…『資本』の源泉が社員の出資でなければならないという論理的必

¹¹ 弥永教授（[2007], 118 頁）は、最低資本金制度を廃止した最大の理由は、起業を促進しようとするのと同時に、資本という制度は会社債権者保護のために大して役にたつてはいないのではないかという認識から生まれたものである、と述べている。たとえば、資本金を出資してもらったとしても、その会社が事業で損を出す場合、資本制度がこれを止めることはできない。すなわち、商売が下手なだけで、どんどん財産がなくなってしまい借金が多くなっても、資本金額に相当する会社財産は配当してはいけない、自己株式の取得財源にはできない、と決めても会社債権者保護の観点からは大して役にたたないのではないか、これがやはり最低資本金制度をやめてもよいと考えた背景であるとしている。また、試案に対する意見募集においても最低資本金制度の廃止（賛成意見）の理由がそのように述べられている。詳しくは「参考資料」を参照（43-44 頁）。

¹² 旧商法のもとでも神田教授（[2003], 180-181 頁）は資本制度に関して、資本金や法定準備金等の増減が会社財産の増減を意味するものではないという見解を次のように述べている。「…株式会社では、有限責任のため会社財産のほかには財産的基礎がないので、商法は、資本という一定額を基準として、それにさらに法定準備金という制度を設け、これらに対応する会社財産を維持することを求め、それを超える部分に限って利益として株主に配当することを認める。したがって、資本と法定準備金の制度は、配当規制との関係で意味を持つ制度である。資本および準備金の額に相当する財産が会社のなかでどのような形で保有されるかはまったく問題ではない。資本の増加・減少とか法定準備金の額が増加または減少することを意味するのであって、これによって現実の会社財産の増減を意味するわけではない。」

¹³ 神田教授（[2006 b], 29 頁）。

然性はないし、逆に、社員の出資をすべて『資本』としなければならないとも言い切れない」と述べている。

すなわち、資本金は、法律上、配当規制上の概念としてそれは配当における上限金額（単なる数額）を示すのみであるが存在し、資本金額の増減が生じた場合であっても、会社財産の増減を意味するものではなく資本金額という数額上の変動を示すに留まり、そこには会社財産額とのリンクはないことから債権者保護に対してそれほど役立つものでもない。それ故、資本金及び法定準備金の金額に相当する財産がどのように保有されていようが、また資本金の額が株主からの出資としなければならないこともなく、資本金の額は自由に設定でき、その金額は“零”でもかまわないということになる¹⁴。

2. 会計上の資本概念と資本と利益の区分原則

2.1 資本金概念

会計は、資本金をどのように考えているのであろうか。資本金そのものについて会計が述べた文献はそれほど多くはない。しかし、いくつかの文献をみると、それは商法の厳格なる資本維持思考のもとで会社財産の最低限の金額を債権者等利害関係者に明らかにするため計上されているようである。

鳥村教授（[1989], 261頁）は、次のような見解を述べている。

「...会計上、資本金を払込剰余金と区別するのは、商法において、資本金が債権者に対する担保としての会社の財産的基礎額を意味し、その維持が特に厳格に規定されているからにほかならない。...維持拘束性について、商法は、利害関係者保護の見地から段階を設

¹⁴ ここでの資本金額が単なる配当規制上の数額（計数）であることや資本金額と会社財産額とのリンクがないことから生じる問題点を郡谷・岩崎両氏（[2005], 52-55頁）は、以下のように3つ想定し、各々について答えている、

資本金は配当規制上の重要な計数であるから、これに満つる財産が抛出不されなければ配当規制上の問題が生じるのではないか。

資本金に相当する財産が現実に抛出不されていなければ資本に対する債権者の信頼が害されるおそれがあるのではないか。

資本充実が害されることはある種の財産が不当に高く評価されていることであるから問題ではないか。

については、このような問題の指摘は、配当規制と資本金との関係を正確に理解していればあり得ない。資本金はあくまでも出資により抛出不された資産の額の相手勘定であり、配当可能利益の計算上、控除すべき額である資本金になるだけであるから、それによって配当可能利益に変動を与えるものではない。

については、このような問題の指摘は、資本に会社財産の維持機能があることを前提としなければあり得ない。旧商法も、会社法も、資本に満つるだけの財産を会社に保持させ続けるための手当てを何ら講じておらず、資本に会社財産の維持機能はない。このため、このような意見は適切ではない。

については、ある種の財産が不当に高く評価されることは、出資の場面でだけでなく一般の取引において市場価格より高い価格で財産を取得した場合や減損評価しない場合等にも生ずる問題であるため、資本充実という名の下で債権者の保護を目的として厳格な規制を課すためにはその理由が必要である。このため、ある種の財産が不当に高く評価されることは問題ではあるが、出資時にだけ厳格な規制を課すことを正当化することはできないものである。

けており、もつとも厳格に維持拘束すべき価値が資本金として表示されるわけであり、会計上はその事実を利害関係者に明瞭表示する必要上、そのまま、貸借対照表に資本の部の一区分として資本金を計上しているにすぎない。…(傍点は筆者)」¹⁵

この見解は、会計上の資本金が会社を維持する財産の基礎額を示すものであるとしているが、それは商法の厳格なる資本維持思考の要請によるもので、資本金は利害関係者に当該金額を明らかにするため計上されているに過ぎないものだ、という。そこには会計の独自性はなく、情報の開示・伝達という会計の1つの役割を果たすに留まっているようである。したがって、「資本の3原則」が後退し債権者保護機能も失われたような状況では、資本金を計上する意義もなく、資本金“零”ということも理解することができる。

しかしながら、会計は、資本金という純資産(資本)の部の1項目に注目しているわけではない。純資産(資本)の部全体の機能や役割を考えているのである。そしてそのように考えれば、そこに会計の資本概念¹⁶をみることができる。

2.2 会計上の資本概念

会計上の資本概念として2つの議論がある。1つは広義説であり、他の1つは狭義説である。畠村教授〔1989〕, 249-259頁)は、この2つの議論を貸借対照表の構造面から説明しているが、それらは次のように要約することができる。

すなわち、貸借対照表は、企業の経済資源ないし経済価値の現状をその具体的な運用面からと、源泉面、換言すれば帰属関係または拘束関係の面から2面的に表示することによって、企業の財政状態を報告する計算書、と規定できる。ここで貸借対照表の貸方側は、後者、つまり源泉面、拘束関係を表示するもので負債の部と資本の部に大別されるが、負債の部は、源泉面からは返済義務または支出不いし給付義務を負う資金源泉を示すとともに、帰属関係からは広義の債権者持分を意味する。一方、資本の部は、そのような支出不いし給付義務を負わない資金源泉を示し、広い意味での株主持分(単に持分)を意味する。

広義説では、貸借対照表上、資本の部の資本を、資本主持分又は株主持分(持分)とし、それは負債を差し引いたあとに残る企業の資産に対する残余権益(the residual interest in the assets)である。よって、広義説による資本(=持分)は、在高計算的な面ないし結果面から、資産と負債との差額概念である純資産として把握され、また、源泉計算的な面ないし原因面が

¹⁵ また、染谷教授〔1985〕, 152-154頁)も資本金の計上は、会社が維持すべき基準額を意味するものとして次のように述べている。「…株式会社における資本金の概念は、株主の有限責任に関連して生れたものであり、債権者の共同担保の概念として会社が保有することを要する財産額を意味する。法律的には、資本金の額を超える資本はすべて剰余金である。…(つまり)株式会社においては、出資者である株主は株式金額を限度とする有限責任を負うに過ぎない。このため、株式会社においては会社が所有する財産以外に債権者の担保となるものがないので、商法は会社の純資産額が利益配当などによって一定額以下になることを防ぐ諸規定を設けている。資本金は、こうした債権者の共同担保として会社が維持すべき純資産の基準額を意味する。」

¹⁶ 本稿では、会計的な説明をする場合、「純資産の部」を便宜的に「資本」と呼ぶこととする。よって、会計上、資本概念と呼ぶ場合、純資産の部全体を指すことになる。

らは、所有主を源泉とするもの（資本取引）と所有主以外を源泉とするもの（損益取引）から構成される。

他方、狭義説は、広義説における“所有主を源泉とするもの”、つまり資本取引を源泉とする部分のみを資本と定義する。ここでは資本金や資本準備金等株主からの出資額のみが資本を構成し、それらは株式会社の法的な性質である有限責任のもとで維持拘束されるための財源枠を示すことになる。

また、ここでの広義説、狭義説の議論は、企業に対する会計の立場をどこに置くかという会計主体論にもとづく議論とも関連する。森川教授（[2002], 19-20 頁）によれば、広義説は、資本を株主からの払込資本だけでなく、国等から受け入れた補助金や消費者から徴収した受贈資本、さらに固定資産評価益や保険差益などの評価替資本によるものも資本に含まれることから、企業を株主等の資本主から独立した実体として捉え、財・サービスの生産および流通の担い手としての社会的制度ないし機関と考えることで、企業自体を会計的判断の主体とみる企業主体理論¹⁷の立場に拠るものであるとする。また、狭義説では、資本主が会計的判断を行う主体となることから、資本主理論¹⁸の立場に拠るものである。

広義説による資本は、社会的生産・流通制度として企業の維持・存続のために必要な基金と考えられ、それは株主からの払込金額だけではなく広く国等から受け入れた補助金や消費者から徴収した受贈資本、さらに固定資産評価益や保険差益などの評価替資本によるものもまでもがその対象となるが、狭義説での資本は、資本主等からの出資額のみを資本としており、これらいずれの議論に依拠するかにより資本の内容も異なってくる。だが、広義説、狭義説いずれにおいても会計上の資本は、“何を資本とするか、否、何を資本としているか”という資本の源泉及び内容が重要視され、それは資本と利益を区分することに求められる。

2.3 資本と利益の区分原則

企業会計原則は、一般原則 三.において「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」と述べている。この原則は、「資本と利益の区分原則」と呼ばれ、企業会計の中枢をなす基本的な要請であるとともに資本の部を確定する重要な原則である¹⁹。会計は、企業の財政状態や経営成績を適正に表示することを目的とし、そのためには資本取引と損益取引を明瞭に区別すること、すなわち資本と利益の厳格なる区分を要請する。ここで資本取引とは元手そのものが増減する取引で、この取引により生じた剰余金は資本剰余金となる。また、損益取引は元手を利用することによる取引で、そこで生じた剰余金は利益剰余金、つまりこれは利益の留保額である。したがって、もし、これら2つ取引が、混同されて表示されるなら損益計算も正しく行われることはなく企業の状況が適正に伝達され

¹⁷ 会計の主体的立場を企業それ自体に重点をおく。また企業の社会的性格に視点を置くものでもある。以上、畠村教授（[1989], 44-50 頁）に詳しい。

¹⁸ 会計の主体的立場を資本主に重点をおく。企業の私的所有関係に視点を置くものである。以上、畠村教授（[1989], 44-50 頁）に詳しい。

¹⁹ 森川教授（[2002], 18-19 頁）。

ることではない²⁰。なぜなら、ここでの資本の増減が、利益の獲得によるものなのか、あるいは元手そのものの増減によるものなのか、いずれによるかで増減の意味 それは資本なのか、利益なのか が全く異なったものとなるからである。このことは、鳥村教授（[1989], 70-71 頁）の次のような言葉からも明らかである。

「…資本取引と損益取引との区別の必要性の 1 つは、経営成績および財政状態の表示にとって不可欠の前提をなすことにもとめられるが、それと同時に、継続企業を前提にするとき、資本は本質的に維持拘束性を特質とし、利益はその増殖分であるために処分性が認められるという制度上の扱いの相違も、両者の区別を必要とする主要な理由の 1 つである。…資本も利益もまったく同様に処分性を認めうるものであれば、このような厳密な区分は必要としない（傍点は筆者）。」²¹

このように（出資）資本とそれによって産み出された利益を明確に区別し管理していくことは、会計の目的である経営成績および財政状態を明かするにあたって不可欠な前提であり、それはまた会計の受託責任からも要求される。さらに、この資本と利益の区分原則は、「取引区分原則」（資本取引と損益取引との区分原則）と「剰余金区分原則」（利益剰余金と資本剰余金との区分原則）という 2 つの原則を包摂し、前者は利益決定計算において、後者は利益分配計算においてそれぞれ重要である²²。これらの計算では、資本に対して維持拘束性を求めることで債権者保護機能が確保され、それが利益決定、利益分配の拠り所となる。また同時に、受託責任を明確にするための情報・開示機能の充実が求められ、それが利害関係者の意思決定の拠り所ともなる。このように会計上の資本概念は、資本と利益の区分原則に集約されるが、この原則によって企業の利益決定計算、利益分配計算が行われ、情報開示も含めた会計の受託責任が果される。

このことは、万代教授（[2007], 21 頁）が述べる、資本と利益の区別、つまり、元手とそれを運用して得られた果実とを明瞭に区別しておくこと、そして適正な期間利益を計算することは、会計の重要な役割であり、それは会社法の配当規制とは関わりなく、会計にとって“永遠のテーマ”であり続ける、ということである。

²⁰ 企業会計原則 注解 2 資本取引と損益取引との区別について（一般原則 三）『会計法規集（第 24 版）』中央経済社編、2006 年 4 月 1 日。企業会計原則（昭和 57 年 4 月 20 日最終改訂）29 頁「(1)資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、利益剰余金は損益取引から生じた剰余金、すなわち利益の留保額であるから、両者が混同されると、企業の財政状態及び経営成績が適正に示されないことになる。」

²¹ また、染谷教授（[1985], 168 頁）も同様な見解を次のように述べている。「…払込資本と留保利益とを明確に区別することにより、株主に対して会社の資産が分配されるとき、それが利益の分配であるか資本の払戻しであるかが明らかにされる。留保利益は、その金額の範囲内で、会社が株主から委託された資本をそこなうことなく、会社の所有する資産を株主に分配できることを意味する。…会社の利益は、会社の資産を株主に分配することによってはじめて株主の利益になると考えれば、明らかに株主に帰属する払込資本の金額と、いまだ株主への帰属が確定しない留保利益の金額とを区別することはきわめて重要である（傍点は筆者）。」

²² 武田教授（[2007], 121-122 頁）。

2.4 会社法と資本と利益の区分原則

このように資本と利益の区分原則が、会計上の資本概念を確定する重要な原則であるとしても法的にはそのように考えられているわけではない。旧商法、会社法では、資本と利益の区分関係は、分配可能性、つまり利益分配計算という点では既に失われており、また、資本に対する維持拘束性についても前述したように放棄されたような状況にある。このことは、2001(平成13)年の商法改正で資本準備金から生じる剰余金も資本金の取崩から生じる剰余金も同じ配当財源となり払込資本の一部が利益として位置付けされたことがその原因である。会計学者である中村教授([2002], 5-8頁)は、これらの改正は会計の立場からは、好ましくない改正であり、なぜ、そのような改正がおこなわれたのか、法務省の担当官の説明は説得力に欠ける、と述べているし、同じく武田教授([2002], 237頁)もこれは会計上の資本制度の変質を示すものである、と危惧する念を述べている²³。しかしながら、こうした声にもかかわらず、会社法はこうした配当に対する考えをさらに推し進め、利益の配当、中間配当また資本・準備金の減少に伴う払戻し、自己株式の有償取得、利益処分による金銭の配当等、これらすべてが会社財産の株主に対する払戻しであるとして統一的に捉えて横断的に規制することとした。これは、分配可能財源の範囲を限りなく拡大するものであり、そこには資本と利益の区分はなく、資本維持・充実思考もみられない。

ただ、複雑なのは、会社法では配当規制はともかくその他は会計基準に従うとして、払込資本と留保利益の区分(資本と利益の区分)を重視する規定があることである²⁴。それは、利益準備金やその他利益剰余金からの資本金への組入れの禁止や、資本剰余金を分配した場合、利益準備金ではなく資本準備金を積み増しするという規定(会社計算規則51条1項、52条2項等)であり²⁵、また同時に、会社計算規則(以下、「計算規則」という)の表示規定にもあらわれている²⁶。つまり、計算規則では、純資産(資本)の部を 株主資本、 評価・換算差額、 新株予約権と3つに区分²⁷し、そのうち株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式等に細分されている。そして、資本剰余金は、資本準備金、その他資本剰余金に、また、同じく利益剰余金は、利益準備金とその他利益剰余金とにそれぞれ区分され、これらの区分は厳密である²⁸。こうした規定は、確かに“資本と利益の区分原則”が分類上はそこに存在しているものの上記した分配可能財源では、資本(元手)と利益(元手の運用によって得られる果

²³ その他に野口教授([2002], 17頁)の見解も参照のこと。

²⁴ 会社計算規則(2006年2月に公布)は、配当規制以外は企業会計の会計基準ルールに従っているという。神田教授([2007], 6頁)によれば、会社法の立場は、立法関係者の言葉から推測すると“分配規制は会社法独自で、情報提供は企業会計と共通である。このため、情報提供の方は企業会計に合わせてルールを法務省令に書いた”ということである。

²⁵ この部分は、2005年12月27日公表の改正企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」に従ったものである。改正基準1号の19, 20, 21項目、及び結論の背景を参照のこと。

²⁶ 同じく計算規則での純資産の部の表示は、2005年12月9日公表の企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に基づいている。

²⁷ 表示規定は、計算規則89条~148条に、そのうち純資産の部の表示は108条に規定されている。

²⁸ 資本剰余金及び利益剰余金内の各項目はその区分内部でしか振替は認められていない。

実)を同一視し、また最低資本金制度の廃止も視野に入れ、法的な資本維持拘束性やその背後にある債権者保護機能を放棄したような状況では、こうした区分の厳格性にどれだけ意義があるか不明である。混乱だけが残るように思われる。

3.最低資本金制度廃止に対する疑義とその考察

剰余金という統一した分配財源があり、そこでは資本及び利益の区別なしで分配できるにもかかわらず、計算規則には剰余金に対する区分や表示に関する規定は残されている。また、資本の維持拘束性による債権者保護機能についても法的には放棄したような状況にあるというもの。この会計的には資本と利益の区分原則からその存在は要求される。質(内容)と形式(カタチ)との違い、また法的、会計的な特質の相違からか、チグハグ感があることは否めない。

桜井教授([2007], 118 頁)は、「…会社法の制定趣旨は、資本金にかかる規制を緩和して新しい産業の創出をはかり、多くの人が起業することをしやすくするという政策的な見地からの要請を取り込んだことが一方にあり、そして一方には、純資産(資本)の役割を債権者保護より配当規制に求め、さらにその情報開示機能を充実させたことで投資家の自己責任の範囲を大きくしたことである。…」と会社法の設定趣旨を説明された後に、「…債権者保護機能を後退させるまでして、最低資本金制度の廃止やその他資本剰余金部分が分配可能とするメリットというのはどこにあったのだろうか。こういう制度をつくる必要性というのはどこにあったのだろうか…(傍点は筆者)」という問題を提起されている。こうした問題提起は会計サイドからは多くの共感を呼ぶものと思われるが、それはまた規制緩和という政策的な提言により従来の適正な制度までも安易に撤廃されてしまうことへの警鐘でもあるように思われる。ここで取り上げた資本金も、元来、それは出資者から払い込まれた金額、いわば“元手”であったはずである。会社は、この元手で事業をおこない、収益を獲得するものであったはずである。そして、資本金は、当該会社の財産額をあらわし²⁹、法定準備金とともに配当源泉から唯一除かれ、払戻し制限がされていた金額であったはずである³⁰。しかしながら、会社法は、資本という概念を非常に矮小化し、あってもなくてもいいような扱いにしてしまった³¹。ここに新規事業創設を活性化しようとする規制緩和の意図があるのだが、このために株主、会社債権者間の利害調整バランスは怪しいものとなってしまった。

つまり、株主は、会社に対して出資することで支配権をもつ、そして会社が利益を上げた場

²⁹ 先述したように、法的には会社財産額とのリンクはないとされている。

³⁰ この問いに答えるかたちで稲葉教授([2006], 132-133 頁)は次のように述べている。「…そもそも、何であれ事業を行うには、資金が必要である。資金がまったく必要でない事業であれば、もっぱら創業者個人の力量によるもので、何も会社という事業形態をとる必要はないはずである。…(また)資本の意味はそれだけにとどまらないように思われる。根源的には、株主有限責任を享受するための対価の意味があるはずである。株主としてもこれだけの犠牲を払う覚悟を示すことにより、有限責任による事業展開と、それによる利益の収受が認められるのではないか(法律の基本原則としての公正・公平の理念)。その意味では、最低資本金というのは、それなりに理のこなった制度である。…(傍点は筆者)」。同様に上村教授([2004], 10 頁)。

³¹ 稲葉教授([2006b], 133 頁)。

合、その出資額に応じた利益の分配を受ける。しかし逆に倒産した場合、株主は出資した額の損害についてのみそれを負担し、それ以上の債務は負わないという仕組みが出来上がっておりこれがうまく機能していたのである。しかし、ここで資本金が“零”でもよいとなるとそれはどうなるか。資本金“零”は、つまり出資が無いことであるが、無くても利益があれば株主はその利益による分配を受けることができることになる。これでは、稲葉教授 ([2006b], 134 頁) がいう“株主が、プラスのものを出さないで、会社支配権や収益の分配を受ける権利のあらわれである株式を受けるということが世の中であっていいのだろうか。そして、会社支配権を手に入れられるという制度があっていいのだろうか”という主張に耳を傾けざるを得ない。

また、ここでの規制緩和という言葉についてであるが、通常、それは、「事前規制から事後救済へ」という流れを意味するものとして理解されているが³²、一般論からいえば、事後的な措置、事後救済が講じられたとしても、それはいわば“繕いの措置”に他ならず、想定できることがあれば予めそれに対処し、全ての規制を緩和する必要性もないと思われるが、いかがであろうか。たとえば、試案の意見募集(「参考資料」の項、44 頁参照)では最低資本金廃止による法人格の濫用に対して“法人格否認の法理”による対処が事後的措置として求められている。しかしながら、こうした適用には片木教授 ([2005], 54 頁)の「...わが国の一連の改正で、資本制度にもとづく資産維持機能がなし崩し的に弱体化していく中で、債権者の事後的な救済手段を強化する立法的な手当てはなされていない。特に最低資本金制度の完全撤廃により、同制度確立前に頻出した、法人格の形骸化を根拠とする法人格否認紛争の再来が予想される。…(傍点は筆者)」という主張から、事後的な救済措置設定の困難性を窺うことができる。

また次は、前述した資本金が、“単なる数額(字)であって会社財産額を表わすものではない”ということについての疑問である。この疑問は、簿記上の仕訳から生れる。つまり、拠出された資本金は貸方項目である。そして、対する借方は、簿記の原理からは、貸方金額と同等額を計上しなければならないが、この場合、計上金額は単なる数額(字)であっていいのであろうか、それに見合う財産額が必要とされ、当該財産額があってはじめて計上されるのではないだろうか。したがって、資本金の増減が会社財産額の増減を表わすものではなく、また、会社財産額と資本金とはリンクしていない、といっても簿記の貸借一致の原理からはそうではなく、そこには資本金が示す財産の存在があるように思われてならない³³。まして、資本金は登記簿上の記載項目でもあることからなおさらである³⁴。さらに言えば、利害関係者は企業の事業規模を測る場合、通常、資本金でその大きさを判断しているのではなかろうか。つまり、資

³² 稲葉教授 ([2006b], 129 頁)。

³³ 稲葉教授 ([2006c], 146 頁)もこの点について「…株式会社において、株主が Equity をもつ、つまり会社の支配権をもち、実質的に会社の所有者である(経営者は、株主の利益を尊重すべきすべきだという考え方を正当化する根拠である)ということである。それは、理論的には、実質的株主が拠出した財産が存在し、それが会社の損失に充当され(危険資本)、直ぐには倒産せず弁済不能という状況にはないことに支えられているのではないか。これが私見である。…(傍点は筆者)」と述べている。

³⁴ また、資本金は、設立に際して会社が出資すべき額またはその最低限が「定款」の記載事項ともなっている(会社法 27 条 4 項)。

最低資本金制度廃止に関する考察

本を集めることができる能力がある会社として、資本金がその判断基準となっているのではなからうか。資本金が単なる数額（字）であれば、我々は何を基準としてその規模を把握するのか、ということにもなる（試案の意見募集では、それは、取引先が求める企業の信用力等である、と述べられているが...）。したがって、資本金は、実際には、会社の財産額をあらわしており、資本金を分配可能額から控除するという規定についても、存在している会社財産の最低限度は、それが唯一、債権者の担保として存在しているから払戻しはしない、ということになるのではないか。そういう担保がなければ、誰も会社債権者とはなり得ないのではないか。取引先が求める信用力等だけでは曖昧で根拠に乏しいように思われる。

それから、わが国の資本制度が、債権者保護にあまり役に立っていない、との主張についても、資本制度の意義が乏しいのであれば、意義ある資本制度に変える選択肢もあり得る、という上村教授（[2004], 9頁）の見解には同意できるし、また、会社法の純資産の部が300万円未満であれば、配当できないという規定（会社法458条）と最低資本金制度廃止の整合性はいかなるところにあるのか、さらには最低資本金制度の導入から僅か16年しかたたずして、それとは全く逆の制度を導入するという根拠は果して何か、それは起業の創出のための規制緩和だけで済まされるものであろうか、資本制度の法的な論理を問う以前に様々な疑問が浮かんでくる。

要するに、会社法では、資本（金）という概念を非常に矮小化し、あってもなくてもいいような扱いにしてしまった。これは起業の創出、活発化にむけてとられた規制緩和の措置であるとの事であるが、このことによって生じた疑義も多い。例えば、最低資本金制度導入時の考えとの整合性、債権者保護機能のなし崩し的な放棄と株主有限責任制度との調整機能の存否、統一された剰余金での配当と表示規定にみる資本と利益の区分との齟齬等である。

他方、会計は、適正な期間損益計算を行いその結果を公表することを目的としており、純資産（資本）の部では、資本の維持拘束性、資本と利益の区分を重視する。また、資本金に関してもその大きさは会社の事業規模をはかるモノサシとして、また、株主からの出資額として当該財産の存在を示すものとして意義あるものなのである。しかしながら、こうした状況において、会計サイドから制度廃止に関する意見はそれほど多く聞くことはない³⁵。それは、制度会計の名のもとで会計の独自性を発信できないからなのであろうか。つまり、立法サイドが、資本金を“零”にすることを可能とし、債権者保護機能も放棄したような状況では、いくら会計基準は会計サイドのものに従う³⁶といっても会計にとって最も肝心な資本取引、損益取引等を含んだ会計の一般理論を構築することはもはや困難なことである³⁷、ということなのかもしれない。

³⁵ 2006年度第85回日本会計研究学会全国大会（2006年9月於専修大学）の統一論題“新会社法と会計基準”で議論がかわされている。詳しくは、『会計』171巻第3号、2007年3月号118-122頁の法学、会計学者の各論者の発言等を参照。

³⁶ 会社法431条、計算規則3条を参照のこと。

³⁷ 次のような武田教授（[2007b], 143頁）の興味深い見解がある。すなわち、「…現在問題なのは、会計基準が会社法に寄りすぎり、決定に係る計算規定についてだけでなく、さらには分配関係にも立ち入り、株主資本の内部での振替計算のルールまで入り込んだということであろう。結果的に筋の通らない、分が

結び

最低資本金制度廃止に対して会計サイドからの意見はあまり聞くことはできない。それは、制度会計の名のもとで会計の独自性を発信できないからであろうか。ただ、万代教授も述べているように、適正な期間利益計算が会計の基本的な役割であるとするれば、資本と利益の区別、つまり、元手とそれを運用して得られた果実とを明瞭に区別しておくことは会計の重要な役割であり、それは会社法の配当規制とは関わりなく、会計にとって“永遠のテーマ”なのである。

すなわち、会計は、適正な期間損益計算を行いその結果を公表することを目的としており、純資産（資本）の部では、資本の維持拘束性、資本と利益の区分を重視する。また、資本金に関してもその大きさは会社の事業規模をはかるモノサシとして、また、株主からの出資額として当該財産の存在を示すものとして意義あるものである。しかしながら、立法サイドが、資本金を“零”にすることを可能とし、債権者保護機能も放棄したような状況では、いくら会計基準は会計サイドのものに従う、といっても会計にもっとも肝心の資本取引、損益取引等を含む会計一般理論を構築することはもはや困難なことであるかもしれない。

以上

りにくい規定として誕生する結果となった。そのつけが回ってきて、資本等取引をどのように考えるべきかを、問題として投げかけてきている。立法者サイドでは、資本金ゼロの会社をも射程内に入れ、資本維持（債権者保護）を放棄し、会計基準は会計サイドにお任せするといっているにもかかわらず、ひたすら会計基準は1つであるという、覇権主義的な会社法を通じて実現しようと、会社法規定の中に入りこんだあげくのつけである。資本金ゼロ会社と資本維持の放棄という2つの前提とした会社法計算規定の中で、会計にとって最も肝心の資本等取引を含む会計一般理論を確立しようとするのは所詮無理な相談である。…（傍点は筆者）。

【参考資料】

「現代化要綱」の答申に先立ち、法制審議会は「試案」を公表し広く各界から意見募集をおこなっている³⁸。結果は、最低資本金制度の廃止に賛成する意見（c案*）、反対する意見（a案）の両方に意見が分かれたとのことである。その内、賛成する意見は、設立にあたって必要とされる資本の額は事業の規模や性格、取引先等の関係者の求める信用力によるものであり、その金額とは関係がないとしている。そして、これを廃止することによって、創業や起業を増やし、自由な経済活動を活発化させる必要があるとしている（日本経団連、経済産業省、電気事業連合会、全国銀行協会等）。また、反対する意見は、最低資本金制度は、株主有限責任の対価として考えるべきであること、また、当該制度導入からそれほど時間が経過していないこと、また、詐欺的な会社の設立防止のために必要であるとした意見が多い（日本弁護士連合会、日本商工会議所、日本税理士連合会、全国信用保証協会連合会等）³⁹。

*：設立時における払込価格規制として

「<試案>

a案 株式会社について、現行の有限会社の300万円と同額にする。

b案 株式会社について300万円よりもさらに引き下げた額（例えば、100万円、10万円等）とする。

c案 設立時に払込む金銭等の額については規制を設けない。」

という3つの案が示され、意見の募集がなされている。以上、「試案」。

下記に主な関係団体の意見を要約して挙げておく。

[c案]に賛成

日本経団連 経済法規委員会（2003年（平成15年）12月24日付）

「1.最低資本金制度（1）設立時における払込価額規制

効率的なグループ編成のための分社化や起業など、会社は多様なニーズによって設立され、必要とされる資本の額は、事業の規模や性格、取引先等の関係者の求める信用力などによってさまざまである。株式会社・有限会社の設立に際して払い込むべき金銭等の価額（設立要件としての最低資本金）を一律に設定する最低資本金制度については、規制を設けないものとする**c案**に賛成である。…会社関係者の責任の強化等の措置については、法人格の濫用を防止する措置としては効果が乏しく、起業の妨げのような弊害の方が大きいと考えられるため、反対である。」

³⁸ 法務省民事局参事官室は、2003年（平成15年）10月29日付けで「現代化要綱試案」を公表。その内容に関する意見募集期間は、2003年10月29日～12月24日であった。

³⁹ 相澤 哲他6名（[2004], 11-12頁）。相澤 哲他6名（稿）『『会社法制の現代化に関する要綱試案』に対する各界意見の分析（ ）』『商事法務』№1688, 2004年2月15日、11-12頁。

経済産業省(2003年(平成15年)12月24日付)

「1.最低資本金制度 (1) 設立時における払込価格規制

結論 c案にすべきである

考え方

最低資本金規制は、株式会社と有限会社の出資者の有限責任を担保するために債権者保護の観点から社内に留保すべき最低限の金額を定めたものである。しかしながら、現在では、少額の資金でも開業可能な業種が多数存在している。また、実際に会社の債権者となる取引先は、業界による評判、過去の実績、経営者個人の信用等を取引先の信用判断の材料としており、資本金の多寡は重視されていない。このような状況下において、特に起業時に法が一律に1,000万円、300万円という最低資本金を要求していることは、起業者への過剰な金銭的・心理的ハードルとなっている。最低資本金規制撤廃の創業効果は資本金1円でも株式会社の設立を可能とする新事業創出促進法の最低資本金特例の実績(平成15年2月から12月19日までで確認申請総数、10,054件)からも明らかである。

以上の点を踏まえ、設立時に払い込むべき金銭等の額については規制を設けないこととすべきである。なお、会社の不法行為に関する会社関係者の責任の強化等の措置については、法人格の濫用に対する措置としては、すでに判例上、法人格否認の法理として確立しており、安易に会社関係の責任を強化することは、会社関係者に萎縮効果をもたらし起業の妨げとなりかねず、妥当ではない。現行の資本金の有する機能に鑑みた場合、会社債権者の保護は「(2)剰余金分配規制」によって保護すべきである。」

[a案]に賛成

日本弁護士連合会(2004年(平成16年)1月14日付)

「a案に賛成する」を結論としている。

理由は「...新規事業の創出・雇用の受け皿の確保の必要性からすると、設立時の払込価額の規制を緩和することが必要性は認められる」としているものの、「...詐欺的な会社設立の防止など設立時の払込価額規制がなお一定の機能を果たしていることは否定できないと考えられ、また、平成2年に設立時の払込価額を引き上げたという経緯からして、b案、c案には賛成できない。現在有限会社とされているものと株式会社とされているものを統一的に規制しようとする改正要綱試案の考えからしても、現在の有限会社の設立時における払込資本金額の最低額としてよいと解する。...」

日本商工会議所(2003年(平成15年)11月20日付)

「株式会社・有限会社の最低資本金額については、現行の有限会社と同額の300万円とすることに賛成である。ただし、新規創業は、わが国経済の新陳代謝を促し、活力増強に資することに鑑みれば、その促進のため、創業時から一定の期間について当該規制は適用しないなどの措置を講じるよう要望する。」

以上

【引用・参考文献】

- ・相澤 哲他 6 名 ([2004]) :相澤 哲他 6 名 (稿)『『会社法制の現代化に関する要綱試案』に対する各界意見の分析 ()』『商事法務』№1688, 2004 年 2 月 15 日。
- ・稲葉教授 ([2006]) :稲葉威雄 (稿)「株主 (社員) の有限責任の処理に関する分析 (その 1)」『企業会計』第 58 巻 1 号, 2006 年 1 月。
- ・稲葉教授 ([2006b]) :稲葉威雄 (稿)『世界』岩波書店, 2006 年 11 月号。
- ・稲葉教授 ([2006c]) :稲葉威雄 (稿)「会社法がもたらした課題」『企業会計』第 58 巻 5 号, 2006 年 5 月。
- ・大谷禎男氏 ([1990]) :大谷禎男 (稿)「商法等の 1 部を改正する法律の解説 (3)」『商事法務』№1224, 1990 年 8 月 5 日。
- ・片木教授 ([2005]) :片木晴彦 (稿)「資本制度の国際比較」『企業会計』第 57 巻 9 号, 2005 年 9 月。
- ・上村教授 ([2004]) :上村達男 (稿)「会社の設立・組織再編」『商事法務』№1687, 2004 年 2 月 5 日号。
- ・神田教授 ([2003]) :神田秀樹著『会社法 [第 4 版補正版]』弘文堂, 2003 年。
- ・神田教授 ([2006]) :神田秀樹著『会社法 [第 8 版]』弘文堂, 2006 年。
- ・神田教授 ([2006 b]) :神田秀樹 (稿)「計算・組織再編・敵対的買収防衛 (緊急インタビュー)」『企業会計』第 58 巻 4 号, 2006 年 4 月。
- ・神田教授 ([2006 c]) :神田秀樹著『会社法入門』岩波新書, 2006 年。
- ・神田教授 ([2007]) :神田秀樹 (稿)「会計基準と会社法」『企業会計』第 59 巻 3 号, 2007 年 3 月。
- ・桜井教授 ([2007]) :第 65 回日本会計研究学会全国大会統一論題「新会社法と会計基準」研究報告、桜井久勝教授 (発言)。『会計』第 171 巻 3 号, 2007 年 3 月 所収。
- ・鳶村教授 ([1989]) :鳶村剛雄著『会计学一般原理』白桃書房, 1989 年。
- ・染谷教授 ([1985]) :染谷恭次郎著『現代財務会計<増補改訂版 26 版>』中央経済社, 1985 年。
- ・中村教授 ([2002]) :中村忠 (稿)「会社会計の新たな問題」『税経セミナー』2002 年 1 月号。
- ・野口教授 ([2002]) :野口晃弘 (稿)「商法改正と資本金の再構築」『会計』第 162 巻 5 号, 2002 年 11 月。
- ・武田教授 ([2002]) :武田隆二 (稿)『会计学一般教程<第 5 版>』中央経済社, 2002 年。
- ・武田教授 ([2007]) :2006 年 9 月 8 日 第 65 回日本会計研究学会全国大会統一論題「新会社法と会計基準」研究報告、武田隆二教授 (発言)。『会計』第 171 巻 3 号, 2007 年 3 月 所収。
- ・武田教授 ([2007b], 143 頁) :武田隆二 (稿)「制度形成における『場の条件』と『分配規定』 - 新会社法と会計のあり方 (その 3・完) - 」『会計』171 巻 3 号, 2007 年 3 月。
- ・前田教授 ([2000]) :前田 庸著『会社法入門 [第 7 版]』有斐閣, 2000 年。
- ・万代教授 ([2007], 21 頁) :万代勝信 (稿)「新会社法と会計基準 - 資本と利益の区別を中心として - 」『会計』第 171 巻 3 号, 2007 年 3 月。
- ・森川教授 ([2002]) :森川八州男 (稿)「新会計基準における『資本の部』の分類の特質」『企

業会計』第54巻7号, 2002年7月。

- ・郡谷・岩崎両氏 ([2005]) :郡谷大輔・岩崎友彦 (稿)「会社法における債権者保護(上)」『商事法務』№1746, 2005年11月。
- ・弥永教授 ([2003]) :弥永真生著『資本の会計』中央経済社, 2003年。
- ・弥永教授 ([2007]) :2006年9月8日 第65回日本会計研究学会全国大会統一論題「新会社法と会計基準」研究報告、弥永真生教授(発言)。『会計』第171巻3号, 2007年3月 所収。